

十文字学園女子大学学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、十文字学園女子大学（以下「本学」という。）の学生の自治活動の健全なる発達と円滑なる運営を期待するため定めるものである。

(学生団体の設立並びに解散)

第2条 学生が本学において団体を設立しようとするときは、原則として顧問教員を定め、所定の様式により学長の許可を受けなければならない。

2 学生団体を解散するときは、前項の規定に準ずる。

3 学生団体が学外の団体に加入しようとするときは、所定の様式により学長の許可を受けなければならない。

(集会)

第3条 学生又は学生団体は、本学において集会しようとするときは、所定の様式により学長の許可を受けなければならない。

(掲示その他)

第4条 学生又は学生団体は、本学において文書、ポスター等を掲示しようとするときは、所定の様式により学長の許可を受けなければならない。

2 学生又は学生団体は、本学において雑誌その他印刷物を発行又は配布しようとするときは、所定の様式により学長の許可を受けなければならない。

(学外活動)

第5条 学生団体が学外で活動を行うときは、所定の様式により学長に届け出なければならない。

2 学生団体が学外で活動を行ったときは、所定の様式により学長に報告しなければならない。

(学内施設の使用)

第6条 学生団体が、集会又は行事のため本学の施設を使用しようとするときは、所定の様式により学長の許可を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。